

(別紙様式)

宮観観第325号
令和7年11月11日

沖縄県知事
玉城 康裕 殿

宮古島市長 嘉数 登



大規模小売店舗立地法に基づく意見（回答）

令和7年7月4日付け商中第255号にて照会の件について、下記の通り意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称（仮称） ドラッグストアモリ西仲宗根店
所在地 宮古島市平良字荷川取尻原 263 番1外

2 意見

当該ドラッグストアにおいては、室外機や冷凍冷蔵庫屋外機等、来客車両走行音、従業員車両走行音が夜間の規制基準値を超えており、大規模小売店舗届出書において、それらの対応の記載があることから、着実に対応策を実施することで、影響を最小限に留めるよう努めて頂きたい。（環境衛生局 環境保全課）

※ 大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項」について、「指針」に基づき意見を記載して下さい。

なお、意見を述べるに至った合理的理由も記載して下さい。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること